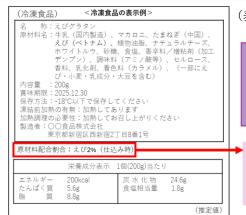
東京都消費生活条例における食品表示の見直しについて<意見取りまとめ>概要

調理冷凍食品の「原材料配合割合」

調理冷凍食品に関する食品表示制度



(表示例)

O 食品表示法に基づく個別表示ルール 「冷凍フライ類」など10品目*について、 衣などの割合(%)を表示する必要がある。

※10品目:冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミトボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米板類、冷凍めん類、冷凍水板類、冷凍めん類



○ 消費生活条例に基づく個別表示ルール 食品表示法の個別表示ルールが適用され ない品目について、商品名に付された原 材料の仕込み時の標準配合比(%)を表 示する必要がある。



【食品表示法による表示制度】

- 食品表示基準における個別義務表示として、特定の調理 冷凍食品について原材料配合割合表示が義務付け
- 消費者庁は、複雑な食品表示制度について「**合理的かつシ** ンプルで分かりやすい」ものへ見直し
- 上記の義務付けは令和7年度末に廃止

【条例による表示制度】

○ 昭和50年頃、冷凍食品が急速に普及する中、「まがいも の食品」が社会問題化したことを背景に義務化(国の義 務付けに該当しない冷凍食品が対象)

検討経緯

- (1)業界の現状等を把握するために業界団体ヒアリングを実施
- (2)条例に基づく表示制度の改廃等を所管する東京都消費生活対策審議会に検討状況を報告
- (3) 審議会における主な意見(上記(1)及び(2)を踏まえて検討)
 - ・業界としての競争原理や、消費者のわかりやすさの観点から、ルールはシンプルにすべき
 - ・自治体ごとのルールが存在すると、事業者に負担がかかり、それが購入価格として消費者に返ってくることになる
 - ・仮に廃止するとしても、消費者が知りたい情報が届くよう、業界として取り組んでほしい

表示の見直しについて

(1)調理冷凍食品の表示の見直しの考え方

- ●食の価値観が多様化、調理冷凍食品の原材料配合割合の 数字が商品の優劣を判断する材料になっていない。
- ●調理冷凍食品のみに適用される表示ルールの存在は、 消費者に混乱を招くおそれがある。
- ▶ 現在、規定当初の役割は終えたと考え、廃止が妥当

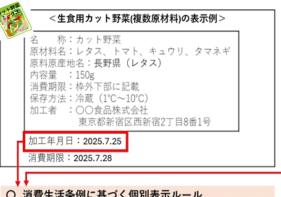
(2) 都民への情報提供のあり方

表示義務によらず、知りたい消費者に対する配慮は必要

- ►消費者に対する情報提供のあり方ガイドラインを策定し、 業界として統一的に取り組む予定(一社)日本冷凍食品協会)
- ▶ HPやフリーダイヤル、二次元コード等を活用した、 今後の業界の自主的な取組に期待

カット野菜及びカットフルーツの「加工年月日」

カット野菜及びカットフルーツに関する食品表示制度



〇 消費生活条例に基づく個別表示ルール

生食用カット野菜・カットフルーツについて、複数/ 単一原材料いずれの場合も、加工年月日を表示する必 要がある。



〇 事業者による任意の表示

これらの項目は、単一原材料のカット野菜・カットフ ルーツに表示義務がない。 ただし、消費者への情報提供・事業者としての必要性

のため、実態として、任意で表示されている。

【食品表示法による表示制度】

- 複数種類の野菜又は果実をカットした混合品=加工食品 ▶名称や保存方法、期限表示等の一括表示が義務
- 単一の野菜又は果実のカット品=生鮮食品 ▶名称と原産地が義務
- 消費者庁は、複雑な食品表示制度について「合理的かつ シンプルで分かりやすい」ものへ見直し

【条例による表示制度】

平成2年頃、カット野菜及びカットフルーツの普及が急 速に進んでいたことや、法令等による表示事項が整備さ れていないことを背景に、義務付け

検討経緯

- (1) 業界の現状等を把握するために業界団体ヒアリングを実施
- (2) 条例に基づく表示制度の改廃等を所管する東京都消費生活対策審議会に検討状況を報告
- (3) 審議会における主な意見(上記(1)及び(2)を踏まえて検討)
 - ・喫食時期の判断のための重要な情報源は、期限表示である。
 - ・同一表示ラベル上に意味の異なる日付表示があると、かえって消費者の混乱を招く。
 - ・仮に廃止するとしても、消費者が知りたい情報が届くよう、業界として取り組んでほしい。

表示の見直しについて

(1) カット野菜及びカットフルーツの表示見直しの考え方

- ●消費者はいつまで安全に食べられるかを知りたいため、消費者 の関心が高いのは、消費期限である。
- ●消費者のわかりやすさの観点から、ルールはシンプルにすべき。
- ▶ 現在、規定当初の役割は終えたと考え、廃止が妥当

(2) 都民への情報提供のあり方

表示義務によらず、知りたい消費者に対する配慮は必要

- ▶消費者からの問合せに応じて回答する体制を整える。また、 期限表示は義務の有無に関わらず今後も継続する(野菜流通 カット協議会)
- ▶ HPやフリーダイヤル、二次元コード等を活用した、 今後の業界の自主的な取組に期待